

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

○建築基準法による道路の指定の変更……………

…(都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第三課)…

○東京都環境影響評価条例による環境影響評価書案

等……………(環境局総務部環境政策課)…

公告

○東京都環境影響評価条例に基づく都民の意見を聴

く会の開催……………(環境局総務部環境政策課)…

告示

●東京都告示第五百五十九号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第二項の規定による道路の指定を次のとおり変更した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和七年四月二十二日

東京都多摩建築指導事務所長

茂木竜一

変更に係る道路の種類

変更年月日

変更に係る道路の位置

変更に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)

法第四十二条第二項の規定による道路

令和七年三月二十四日

稲城市大字東長沼字二号四百五十四番三、四百五十五番一、同番二及び四百五十七番一の各一部、四百五十七番二並びに四百五十八番一、四百五十九番一及び同番二の各一部

延長 二六・〇七
幅員 二・八四
三・七一

稲城市大字東長沼字二号四百五十四番一、同番三、同番五、同番六、四百五十五番一、同番三及び四百五十八番一の各一部

●東京都告示第五百六十号

東京都環境影響評価条例(昭和三十五年東京都条例第九十六号。以下「条例」という。)第四十八条の規定に基づき、(仮称)グローブライドみらいフィールドプロジェクトについて、環境影響評価書案(以下「評価書案」という。)及びその概要の提出があり、条例第四十九条第一項の規定に基づき、事業段階関係地域を定めたので、条例第

五十二条の規定により、次のとおり告示する。

令和七年四月二十二日

東京都知事 小池百合子

一 事業段階関係地域の範囲

東久留 前沢一丁目、前沢二丁目、前沢三丁目、前沢米市 四丁目、前沢五丁目、南町一丁目、南町二丁目、南町三丁目及び南町四丁目の区域

小平市 花小金井三丁目及び花小金井四丁目の区域

二 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

グローブライド株式会社

代表取締役社長執行役員 鈴木 一成

東久留米市前沢三丁目十四番十六号

三 対象事業の名称及び種類

(仮称)グローブライドみらいフィールドプロジェクト

四 工場の設置

対象事業の内容の概略

五 環境に及ぼす影響の評価の結論の概要

対象事業は、東久留米市前沢三丁目に位置する既存工場において令和四年に取得した東側隣接地を活用して、一部建物を解体した後、新たに建築物を建設し、生産機能を備えた工場再編を図る計画である。

六 評価書案の縦覧

事業者は、大気汚染、騒音・振動、土壌汚染、地盤、水循環、日影、電波障害、景観、自然との触れ合い活動の場、廃棄物及び温室効果ガスについて評価を行い、その結論は別記のとおりである。

(一) 期間

令和七年四月二十二日から同年五月二十一日まで。
ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律
(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を
除く。

(二) 時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

(三) 場所

ア 東久留米市環境安全部環境政策課

東久留米市本町三丁目三番一号

イ 小平市環境部環境政策課

小平市小川町二丁目千三百三十三番地

ウ 東京都環境局総務部環境政策課

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁
舎十九階

エ 東京都多摩環境事務所管理課

立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎
三階

七 都民の意見書の提出

(一) 提出方法

持参、郵送又は東京電子自治体共同運営サービスに
より提供される電子申請サービス(以下「電子申請サ
ービス」という。)

(二) 記載事項

ア 氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、名
称、代表者の氏名及び東京都の区域内に存する事務
所又は事業所の所在地)

イ 対象事業の名称

イ 対象事業の名称

ウ 環境の保全の見地からの意見

(二) 期限

令和七年六月五日

(四) 提出先

ア 持参又は郵送

東京都環境局総務部環境政策課

郵便番号一六三一八〇〇一 新宿区西新宿二丁目
八番一号

イ 電子申請サービス

入力先は、東京都環境局ホームページに掲載する。

ホームページアドレス

[https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/assessme
nt/reading_guide/](https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/assessme
nt/reading_guide/)

別記(原文のまま記載)

環境に及ぼす影響の評価の結論

対象事業の実施が環境に及ぼす影響について、事業計画の内容や計画地及び周辺地域の状況を考慮した上で環境影響評価の項目を選定し、現況調査並びに予測・評価を行った。環境に及ぼす影響の評価の結論は、表1(1)～(7)に示すとおりである。

表1(1) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
1. 大気汚染	<p>(1) 工事の施行中</p> <p>① 建設機械の稼働に伴う大気質(二酸化窒素及び浮遊粒子状物質)</p> <p>二酸化窒素の将来予測濃度(日平均値の年間98%値)は、ピーク時が0.03543ppmであり、「日平均値の年間98%値が0.04ppmから0.06ppmのゾーン内またはそれ以下」とする評価の指標を満足する。将来予測濃度(年平均値)に対する建設機械の稼働による寄与率は42.4%である。</p> <p>浮遊粒子状物質の将来予測濃度(日平均値の2%除外値)は、ピーク時が0.03609mg/m³であり、「日平均値の2%除外値が0.10mg/m³以下」とする評価の指標を満足する。将来予測濃度(年平均値)に対する建設機械の稼働による寄与率は10.3%である。</p> <p>② 工事用車両の走行に伴う大気質(二酸化窒素及び浮遊粒子状物質)</p> <p>二酸化窒素の将来予測濃度(日平均値の年間98%値)は、0.026674～0.027395ppmであり、全ての地点で「日平均値の年間98%値が0.04ppmから0.06ppmのゾーン内又はそれ以下」とする評価の指標を満足する。将来予測濃度(年平均値)に対する工事用車両による寄与率は0.48～1.44%である。</p> <p>浮遊粒子状物質の将来予測濃度(日平均値の2%除外値)は、0.032237～0.032271mg/m³であり、全ての地点で「日平均値の2%除外値が0.10mg/m³以下」とする評価の指標を満足する。将来予測濃度(年平均値)に対する工事用車両による寄与率は0.01%未満～0.02%である。</p>
2. 騒音・振動	<p>(1) 工事の施行中</p> <p>① 建設機械の稼働に伴う建設作業騒音・振動</p> <p>建設機械からの騒音レベル(L₉₅)の最大値は、地上1.2mでは、解体工事ピーク時が73dB、新築工事ピーク時が66dBであり、地上4.7mでは、解体工事ピーク時が81dB、新築工事ピーク時が79dBと予測し、評価の指標とした「環境確保条例」に基づく「指定建設作業騒音の報告基準」(解体工事ピーク時85dB、新築工事ピーク時80dB)に適合する。</p> <p>建設機械からの振動レベル(L₁₀)の最大値は、解体工事ピーク時が67dB、新築工事ピーク時が66dBと予測し、評価の指標とした「環境確保条例」に基づく「指定建設作業振動の報告基準」(解体工事ピーク時75dB、新築工事ピーク時70dB)に適合する。</p> <p>② 工事用車両の走行に伴う道路交通騒音・振動</p> <p>工事の施行中の道路交通騒音レベル(L₉₅)は、59～65dBと予測し、No.1及びNo.2を除く全地点で評価の指標とした「環境基本法」に基づく「騒音に係る環境基準」(昼間55dBまたは65dB)に適合する。No.1及びNo.2については、現況の道路交通騒音レベルが評価の指標を上回っているが、これらの地点の工事用車両の走行に伴う騒音の増加レベルは、1未満(0.4)dBであることから、工事用車両による影響はほとんどないものと評価する。</p> <p>なお、工事用車両による騒音の増加レベルの寄与は小さいが、No.1及びNo.2の柳新田通り付近では現況の騒音レベルが評価の指標(環境確保条例)を上回っていることと、工事の実施にあたっては、工事用車両の計画的な運行管理に努めるとともに、車両のアイドリングストップを周知徹底する等の効果的なための措置を講じることにより、影響の低減に努める。</p> <p>工事の施行中の道路交通振動レベル(L₁₀)の最大値は、昼間45～52dB、夜間44～50dBと予測し、全地点において評価の指標とした「環境確保条例」に定める「日常生活等に適用する振動の規制基準」(昼間60dB または65dB、夜間55dB または60dB)に適合する。</p>

表1(2) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
2. 騒音・振動(つづき)	<p>(2) 工事の完了後</p> <p>① 施設の稼働に伴う施設騒音・振動、低周波音</p> <p>敷地境界における施設からの騒音レベル(L₉₅)の最大値は、地上1.2mでは敷地境界南側で33dB、地上4.7mでは敷地境界南側で34dBと予測し、評価の指標とした「環境確保条例」に基づく「工場・指定作業場に係る騒音の規制基準」及び「騒音規制法」に基づく「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」(朝夕55dB、昼間60dB、夜間50dB)に適合する。</p> <p>敷地境界における施設からの振動レベル(L₁₀)の最大値は、敷地境界東側で40dBと予測し、評価の指標とした「環境確保条例」に基づく「日常生活等に適用する振動の規制基準」(昼間65dB、夜間60dB)に適合する。</p> <p>敷地境界における施設からのG特性音圧レベルの最大値は89dBと予測し、評価の指標とした「ISO-7196」に基づく感覚閾値(100dB)に適合する。</p> <p>また、参考として1/3オクターブバンド平坦特性音圧レベルの予測結果を「低周波音問題対応の手引書」に示される物的苦情に関する参照値と比較した結果、敷地境界における1/3オクターブバンド平坦特性音圧レベルの最大値は63～70dBと予測し、物的苦情に関する参照値を下回っている。</p>
3. 土壌汚染	<p>(1) 工事の施行中</p> <p>① 汚染のおそれのある土壌の掘削・処理等に伴う影響の程度</p> <p>計画地内の既存工場側においては、1960年(昭和35年)に、それまで農地であった場所にて大和精工株式会社(フロンテック株式会社の前身)がリール生産工場を設置している。それ以降、計画地内に本社を移転、関連会社も含めて工場や事務所、倉庫、寮等を設置し、2003年(平成15年)の住宅地図では現況と同様の建物配置(現況の1～3号棟、立体駐車場、テニスコート等)が確認されている。現在、計画地内の既存工場側には工場や倉庫等が立地しているが、「土壌汚染対策法」の対象となる有害物質使用特定施設は存在していない。「環境確保条例」に規定する有害物質についても、現在取り扱っていないが、過去には、1978年(昭和53年)頃まで2号棟で有害物質(クロム酸)を使用し、メッキ処理をしていたと経緯がある。また、1987年(昭和62年)頃には病院が立地していたことが確認されているが、その詳細は不明である。上記の状況から計画地内に土壌汚染が存在する可能性は否定できない。</p> <p>2022年(令和4年)に取得した東側隣接地においては、1973年(昭和48年)に、それまで水田や物置、寮であった敷地内に宮坂醸造株式会社(後に神州一昧醸造株式会社と社名変更)がフロンテック工場を設置しており、フロンテック株式会社が当該土地を取得するまで、工場や事務所、社宅等として利用していた経緯がある。東側隣接地について、土地取引時に当該敷地を対象として実施された土地利用履歴調査の結果、過去に立地していた神州一昧醸造株式会社のフロンテック工場において「水質汚濁防止法」に基づく特定施設が存在しており、六価クロム化合物(クロム酸カリウム:変換濃度測定用の薬品)を使用していたことが確認されている。しかし、2021年(令和3年)に「環境確保条例」の規定に基づき、使用等履歴から土壌汚染のおそれがある場所(社宅範囲を除く東側隣接地全体の地表面、排水処理設備のピット下、埋設排水管路の配管下)を対象に六価クロム化合物の土壌汚染状況調査を実施した結果、土壌汚染は確認されていない。</p> <p>これらの結果を踏まえ、本事業では「土壌汚染対策法」及び「環境確保条例」に基づき、工事着工前までに土壌汚染状況調査等を実施する。また、土壌汚染が確認された場合には、工事着工後の掘削除去等の対策工事の実施にあたって、場内や場外に汚染土壌等を飛散防止措置を行う。汚染土壌を場外へ搬出する場合には、場内にて運搬車両のクレーン洗浄を行う等、関係法令に基づき適切な拡散防止措置や対策を講じていく計画である。</p> <p>以上により、汚染のおそれのある土壌の掘削・処理等に伴う新たな地域の土壌への影響はないものと予測した。したがって、「新たな地域に土壌汚染を拡散させないこと」とする評価の指標に適合するものと考ええる。</p>

表 1(3) 環境に及ぼす影響の評価書の結論

項目	評価の結論
4.地盤	<p>(1) 工事の施行中</p> <p>①掘削工事に伴う地盤の変形の範囲及び程度 本事業では、掘削工事に先立ち親杭撤去板工法により山留壁を深さ G.L.約-6.0～-12.0m (T.P.約+90.5～+56.5m)まで構築する。また、必要に応じて切梁支保工等を設け、山留壁側面への土圧や水圧に対する補強を行うことにより、山留壁の変形を抑え、地盤を安定させる。 以上により、掘削工事に伴い地盤の変形が生じる可能性は小さいものと予測した。 したがって、「地盤沈下又は地盤の変形により周辺の建築物等に影響を及ぼさない」とする評価書の指標に適合するものと考ええる。</p> <p>②掘削工事に伴う地下水の水位及び湧流の変化による地盤沈下の範囲及び程度 本事業の地下構造部分の掘削深度(基礎底)は、G.L.約-3.0～-9.0m (T.P.約+53.5～+59.5m)であり、新工場棟、新立体駐車場、新守衛棟及び雨水浸透貯留槽の地下構造部分の掘削範囲は主にローム層に該当するが、水槽試験室の一部の掘削深度は G.L.約-9.0m (T.P.約+53.5m)であり、第一帯水層の砂礫層 (T.P.約+66.5m 以下)に到達する可能性がある。また、計画地内の観測井 (No.1～3)における地下水水位は G.L.約-2.1～-10.4m (T.P.約+52.2～+60.2m)であり、降雨に応じて地下構造部分の掘削深度を上回る地下水水位が確認されている。そのため、本事業では、掘削工事に先立ち親杭撤去板工法により山留壁を構築し、掘削工事中に地下水が湧出した場合には、状況に応じて適切な遮水処理を講じることにより、掘削部分への地下水の流入を防止する。 また、既存資料によると、計画地及び周辺には、地下水(第一帯水層)が存在する砂礫層が層厚をもって広く分布しており、それに対して本事業の掘削範囲や山留壁及び杭の設置箇所は局所的であることから、地下水は掘削範囲等を迂回して流れ、周辺の地下水の水位及び湧流に与える影響は小さいものと考ええる。 以上により、掘削工事に伴う地下水の水位及び湧流の変化は小さく、地盤沈下が生じる可能性は小さいものと予測した。</p> <p>(2) 工事の完了後</p> <p>①地下構造物の存在に伴う地下水の水位及び湧流の変化による地盤沈下の範囲及び程度 本事業の地下構造部分の基礎底は、G.L.約-3.0～-9.0m (T.P.約+53.5～+59.5m)であり、新工場棟、新立体駐車場、新守衛棟及び雨水浸透貯留槽の地下構造部分は主にローム層に該当するが、水槽試験室の一部の基礎底は G.L.約-9.0m (T.P.約+53.5m)であり、第一帯水層の砂礫層 (T.P.約+66.5m 以下)に到達する可能性がある。しかし、既存資料によると、計画地及び周辺には、地下水(第一帯水層)が存在する砂礫層が層厚をもって広く分布しており、それに対して地下構造物の存在は局所的であることから、地下水は地下構造物の周囲を迂回して流れると考える。 また、杭については、新工場棟は G.L.約-25m (T.P.約+37.5m)までの杭を 98 本(杭径 φ1.2～2.2m)、水槽試験室では G.L.約-17m (T.P.約+45.5m)までの杭を 20 本(杭径 φ1.4m)打設する計画であるが、適切な間隔を設けて打設を行うことから、地下水の湧出を妨げるものではないと考える。 以上により、地下構造物の存在による地下水の水位及び湧流の変化は小さく、地盤沈下が生じる可能性は低いと予測した。 したがって、「地盤沈下又は地盤の変形により周辺の建築物等に影響を及ぼさない」とする評価書の指標に適合するものと考ええる。</p> <p>②地下水の湧水に伴う地下水の水位及び湧流の変化による地盤沈下の範囲及び程度 本事業の計画揚水量は約 21,866m³/年を計画しており、1号井戸、2号井戸ともに計画揚水量は適正揚水量を大きく下回っている(1号井戸:計画揚水量約 27L/分<適正揚水量約 107L/分、2号井戸:計画揚水量約 15L/分<適正揚水量約 504L/分)。以上により、地下水の湧水による地下水の水位及び湧流の変化は小さく、地盤沈下が生じる可能性は低いと予測した。 したがって、「地盤沈下又は地盤の変形により周辺の建築物等に影響を及ぼさない」とする評価書の指標に適合するものと考ええる。</p>

表 1(4) 環境に及ぼす影響の評価書の結論

項目	評価の結論
5.水循環	<p>(1) 工事の施行中</p> <p>①掘削工事に伴う地下水の水位及び湧流の変化の程度 本事業の地下構造部分の掘削深度(基礎底)は、G.L.約-3.0～-9.0m (T.P.約+53.5～+59.5m)であり、新工場棟、新立体駐車場、新守衛棟及び雨水浸透貯留槽の地下構造部分の掘削範囲は主にローム層に該当するが、水槽試験室の一部の掘削深度は G.L.約-9.0m (T.P.約+53.5m)であり、第一帯水層の砂礫層 (T.P.約+66.5m 以下)に到達する可能性がある。また、計画地内の観測井 (No.1～3)における地下水水位は G.L.約-2.1～-10.4m (T.P.約+52.2～+60.2m)であり、降雨に応じて地下構造部分の掘削深度を上回る地下水水位が確認されている。そのため、本事業では、掘削工事に先立ち親杭撤去板工法により山留壁を構築し、掘削工事中に地下水が湧出した場合には、状況に応じて適切な遮水処理を講じることにより、掘削部分への地下水の流入を防止する。 また、既存資料によると、計画地及び周辺には、地下水(第一帯水層)が存在する砂礫層が層厚をもって広く分布しており、それに対して本事業の掘削範囲や山留壁及び杭の設置箇所は局所的であることから、地下水は掘削範囲等を迂回して流れ、周辺の地下水の水位及び湧流に与える影響は小さいものと考ええる。 以上により、掘削工事に伴う地下水の水位及び湧流の変化は小さく、地盤沈下が生じる可能性は小さいものと予測した。</p> <p>(2) 工事の完了後</p> <p>①地下構造物の存在に伴う地下水の水位及び湧流の変化の程度 本事業の地下構造部分の基礎底は、G.L.約-3.0～-9.0m (T.P.約+53.5～+59.5m)であり、新工場棟、新立体駐車場、新守衛棟及び雨水浸透貯留槽の地下構造部分は主にローム層に該当するが、水槽試験室の一部の基礎底は G.L.約-9.0m (T.P.約+53.5m)であり、第一帯水層の砂礫層 (T.P.約+66.5m 以下)に到達する可能性がある。しかし、既存資料によると、計画地及び周辺には、地下水(第一帯水層)が存在する砂礫層が層厚をもって広く分布しており、それに対して地下構造物の存在は局所的であることから、地下水は地下構造物の周囲を迂回して流れると考える。 また、杭については、新工場棟は G.L.約-25m (T.P.約+37.5m)までの杭を 98 本(杭径 φ1.2～2.2m)、水槽試験室では G.L.約-17m (T.P.約+45.5m)までの杭を 20 本(杭径 φ1.4m)打設する計画であるが、適切な間隔を設けて打設を行うことから、地下水の湧出を妨げるものではないと考える。 以上により、地下構造物の存在による地下水の水位及び湧流の変化は小さく、地盤沈下が生じる可能性は低いと予測した。 したがって、「地下水の湧水に伴う地下水の水位及び湧流の変化による地盤沈下が生じる可能性は低い」とする評価書の指標に適合するものと考ええる。</p> <p>②地下水の湧水に伴う地下水の水位及び湧流の変化の程度 本事業の計画揚水量は約 21,866m³/年を計画しており、1号井戸、2号井戸ともに計画揚水量は適正揚水量を大きく下回っている(1号井戸:計画揚水量約 27L/分<適正揚水量約 107L/分、2号井戸:計画揚水量約 15L/分<適正揚水量約 504L/分)。以上により、地下水の湧水による地下水の水位及び湧流の変化は小さく、地盤沈下が生じる可能性は低いと予測した。 したがって、「地下水の湧水に伴う地下水の水位及び湧流の変化による地盤沈下が生じる可能性は低い」とする評価書の指標に適合するものと考ええる。</p>

表 1(5) 環境に及ぼす影響の評価師の結論

項目	評価師の結論
5.水循環(つづき)	<p>③土地の改変に伴う表面流出量の変化の程度 計画地全体の表面流出量は、現況が約 2,799m³/h、工事の完了後が 2,729m³/h と予測する。その内、本事業で改変しない区域(残置区域)における表面流出量は、現況、工事の完了後ともに約 1,202m³/h であり、本事業で改変する区域(改変区域)における表面流出量は、現況が約 1,597m³/h、工事の完了後が 1,527m³/h と予測し、現況より緑地が増加することにより表面流出量は減少する。 なお、本事業においては、計画地内に降った雨水は、すべて地下浸透を行う計画である。一部の既存浸透施設を撤去するが、同等の浸透施設を新設し、地下浸透量を減少させない計画である。本事業で改変しない区域(残置区域)については、現況と同様に既存の浸透ます、浸透トレンチ及び浸透井戸により全量を地下浸透させる。本事業で改変する区域(改変区域)に降った雨水(約 1,527m³/h)については、自由貯留槽(貯留量約 1,538m³)において全量を地下浸透させた後、最終的には雨水浸透以上により、土地の改変に伴う表面流出量の増加が生じないものと予測した。したがって、「地表面流出量に著しい影響を及ぼさないこと」とする評価師の指標に適合するものと考ええる。</p>
6.日影	<p>(1)工事の完了後 ①冬至日における日影の範囲、日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度 冬至日の8～16時(真太陽時)に計画建築物等により日影が及ぶ範囲は、計画地敷地境界から約 200m 離れた前沢第 3 緑地付近(8時)から南町地区センター付近(16時)までである。 本事業の実施後、主に計画地敷地境界の西～北側及び東側の一部にかけて日影が発生し、近隣の工場、事業場、住宅へ及ぶと予測するが、4～5 時間の日影線は概ね隣接する道路上に収まっており、日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等に対しては日影が及ばない計画となっている。 日影規制の基準との比較については、計画地周辺において、平均地盤面+1.5m における規制がかかる地域として、第一種低層住居専用地域が存在するが、計画建築物等による 3 時間以上の日影は敷地境界線から 5m 以内に、2 時間以上の日影は敷地境界線から 10m 以内に収まることから日影規制の基準を満足すると予測した。 また、平均地盤面+4.0m における規制がかかる地域として、准工業地域及び複工業地域(特別工業地区)が存在するが、計画建築物等による 4 時間以上の日影は地境界線から 5m 以内に、2.5 時間以上の日影は敷地境界線から 10m 以内に収まることから、日影規制の基準を満足すると予測した。 以上のことから、詳細の指標とした「東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例」に基づく日影規制の基準を満足すると考える。</p>
7.電波障害	<p>(1)工事の完了後 ①計画建築物等の存在によるテレビ電波の遮へい障害及び反射障害 計画建築物等の存在により、地上デジタル放送の遮へい障害予測範囲は、広域局、県域局ともに計画地敷地境界の西側及び南側に発生し、広域局の最大距離は約 110m、最大幅は約 120m、県域局の最大距離は約 115m、最大幅は約 125m と予測した。なお、地上デジタル放送の反射障害については、地上デジタル放送の伝送方式が持つ特性等から、地域的な反射障害としてほぼほとんど生じないものと予測した。 また、衛星放送の遮へい障害予測範囲は、計画地敷地境界の北側及び東側の一部に発生し、最大距離は約 20m、最大幅は約 25m の範囲と予測した。 なお、計画建築物等の建設及び存在に起因する新たな電波障害が発生した場合、アンテナ設備の配置・方向の改善等の適切な電波障害対策を講じることにより、計画建築物によるテレビ電波の受信障害は解消されるものと考えられる。 したがって、「テレビ電波の受信障害を起さないこと」とする評価師の指標に適合するものと考ええる。</p>

表 1(6) 環境に及ぼす影響の評価師の結論

項目	評価師の結論
8.景観	<p>(1)工事の完了後 ①主要な景観構成要素の改変の程度及びその改変による地域景観の特性の変化の程度 計画地及びその周辺は、戸建て住宅や工場、事業場等の建築物のほか、緑地の樹林や畑、樹園地などが分布している。計画地の東側及び西側は工場、事業場や戸建て住宅等の建築物のほか、南町緑地保全地域や前沢緑地保全地域等の緑地が混在している。北側は保青園や幼稚園、住宅等の建物が多く分布しており、さらに北側に幹線道路である新所沢街道が通っている。南側は柳新田通りなどの生活道路が通っており、商業施設や事業場、住宅等が分布しており、さらにその南側には幹線道路である新青柳街道が通っている。計画地及び周辺の地域全体の現況の景観特性としては、住宅や事業場等の市街地と緑地や畑、樹園地等の自然環境が混在して分布する地域景観を呈している。 計画地に形成されている現況の主要な景観構成要素は、敷地境界沿いに配置された樹木、本事業で残置する建築物(1～3号棟)、本事業で解体する南側の守衛棟及び立体駐車場、東側隣接地に位置する既存建築物(工場、倉庫、社宅等)である。 工事の完了後の主要な景観構成要素としては、東側隣接地の既存建築物の跡地に新工場棟及び新立体駐車場が、南側の守衛棟及び立体駐車場の跡地に新守衛棟及び水糟試験室が新設されることとなるが、計画建築物の高さは既存工場棟以下に抑え、一定量の緑化を確保することにより、計画地周辺の住宅、事業場等の市街地や耕作地との調和に配慮した新たな地域景観が創出されるものと予測した。 以上のことから、「周辺環境との調和を図ること」とする評価師の指標に適合するものと考ええる。</p>
9.自然との触れ合い活動の場	<p>(1)工事の施行中 ①工事用車両の走行に伴う自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度 カナーキングコースである「南沢・南町コース」及び「薄山コース」は、主に住宅地内や商店街、公園等を通る生活道路であり、工事の施行中における工事用車両の主要な走行経路と一部重なり、利用経路への影響が考えられる。 また、計画地周辺に分布する南町緑地保全地域、南町森の広場、南町公園については本事業に伴う直接的な改変は無いが、自然との触れ合い活動の場までの利用経路と工事用車両の主要な走行経路が一部重なり、利用経路への影響が考えられる。 これらを踏まえ、本事業の実施にあたっては、工事用車両(大型車)は、道路幅員が狭い南町通りの走行台数を全体の 10% (15 台/日)以下となるよう調整して影響を極力低減する計画とする、工事用車両の走行にあたっては歩行者・自転車に十分注意する等の環境保全のための措置を実施することから、自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響は低減されるものと予測した。 したがって、「自然との触れ合い活動の場までの利用経路に対し、著しい影響を及ぼさないこと」とする評価師の指標に適合するものと考ええる。</p>

表1(7) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
10. 廃棄物	<p>(1) 工事の施行中 ①解体・撤去、建設工事等に伴う廃棄物及び建設発生土の種類ごとの排出量、再利用・再資源化量及び処理・処分方法 伐採樹木の総排出量は56t、再資源化量は54t(再資源化率99%)、撤去建造物の解体・撤去に伴う廃棄物の総排出量は7,928t、再資源化量は6,518m³(再資源化率82%)、建設工事に伴う廃棄物の総排出量は6,688t、再資源化量は6,444t(再資源化率96%)と予測した。これらの廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」等に基づき、廃棄物の発生抑制及び分別の徹底を図るとともに、処理・適正に処理を受けた産業廃棄物処理業者に委託して可能な限り再資源化に努め、適正に処理・処分する。</p> <p>建設工事に伴う建設発生土の排出量は56,888m³、有効利用量は50,061m³(有効利用率88%)、建設発生汚泥の排出量は6,790m³、再資源化量は6,518m³(再資源化率96%)と予測した。建設発生土については、可能な限り場内利用または工事間利用を行い、これらが困難と判断された場合は、「建設副産物適正処理推進要綱」(国土交通省)等に基づき、処分地を指定して適正に処理・処分する。建設発生汚泥については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」等に基づき、処理・処分の許可を受けた産業廃棄物処理業者に委託して適正に処理・処分する。</p> <p>解体工事に伴う特別管理廃棄物等(アスベスト、フロン類を使用した製品)は、「建築物の解体等に係る石綿(アスベスト)飛散防止対策マニュアル」(令和4年3月、東京都建設局)及び「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に基づき、工事の着手に先立ち現地調査を実施し、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適正に処理・処分する。</p> <p>したがって、「循環型社会形成推進基本法」等に定める事業者の責務を果たすこと、かつ、「東京都建設リサイクル推進計画」に示される達成基準値等を満足することとする評価の指標に適合するものと考ええる。</p> <p>(2) 工事の完了後 ①施設の稼働に伴う廃棄物の種類ごとの排出量、再利用・再資源化量及び処理・処分方法 施設の稼働に伴う廃棄物の総排出量は315t/年、再資源化量は312t/年(廃アルカリを除く再資源化率100%)と予測した。これらの廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等に基づき、可能な限り廃棄物の発生抑制及び3R(リユース、リデュース、リサイクル)に努めるとともに、現状の廃棄物保管庫において引き続き適切に分別・保管を行い、処理・処分の許可を受けた廃棄物処理業者に委託して適正に処理・処分する。</p> <p>したがって、「循環型社会形成推進基本法」等に定める事業者の責務を果たすこととする評価の指標に適合するものと考ええる。</p>
11. 温室効果ガス	<p>(1) 工事の完了後 ①施設の稼働に伴う温室効果ガスの排出量又はエネルギーの使用量の程度及びそれらの削減の程度 計画建築物等の温室効果ガス排出量は3,916t-CO₂/年、基準建築物等と比較して、温室効果ガス削減量は971t-CO₂/年、削減の程度は約19.9%と予測した。計画建築物においては、省エネルギー機器や高効率設備機器の採用に努める等の省エネルギー対策や、計画地の東側及び南側の敷地境界付近にまとまった緑地を整備し、新工場棟の一部にも屋上緑化を行う等の環境保全のための措置を講じていく計画である。</p> <p>以上のことから、「地球温暖化対策の推進に関する法律」、「環境基本条例」等に定める事業者の責務等を果たすと評価の指標に適合するものと考ええる。</p>

公 告

東京都環境影響評価条例に基づく都民の意見を聴く会の開催について

東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九十六号)第五十六条第一項の規定に基づき、世田谷清掃工場建替事業に係る環境影響評価書案及び見解書の内容について都民の意見を聴くため、次のとおり都民の意見を聴く会を開催する。

令和七年四月二十二日

東京都知事 小 池 百合子

一日時

令和七年六月三日(火曜日)午後一時四十五分開始

二 場所

玉川台区民センター 第二会議室

世田谷区玉川台一丁目六番十五号

三 公述申出の方法等

都民の意見を聴く会において公述しようとする者は、次のことを記載した公述申出書を令和七年五月七日(水曜日)までに公述申出先へ持参、郵送又は電子申請サービスにより提出すること。

- (一) 氏名(振り仮名を付すこと。)及び住所(法人その他の団体にあっては、名称、代表者の氏名及び東京都の区域内に存する事務所又は事業所の所在地並びに都民の意見を聴く会において意見を述べようとする者の氏名(振り仮名を付すこと。))、住所及び役職名)並びに連絡先(自宅又は勤務先等)の電話番号
- (二) 対象事業の名称

(三) 公述しようとする意見の要旨(八百字以内)
四 公述申出先

(一) 持参又は郵送
東京都環境局総務部環境政策課環境アセスメント担当
郵便番号一六三一八〇〇一 新宿区西新宿二丁目八

番一号 東京都庁第二本庁舎十九階

(二) 電子申請サービス

入力先は、東京都環境局ホームページに掲載する。
ホームページアドレス

https://www.kankyometro.tokyo.lg.jp/assessment/reading_guide/

五 公述人の選定

(一) 公述人の数は、二十五人程度とする。

(二) 公述しようとする者が多数あった場合には、抽せんにより公述人を選定する。

(三) 公述人を選定したときは、申出人に通知する。

六 公述の範囲及び公述時間

(一) 公述人は、環境影響評価書案及び見解書の内容について、環境の保全の見地からの意見を述べるものとする。

(二) 一人当たりの公述時間は十五分以内とする。

七 傍聴の方法

傍聴を希望する者は、傍聴券の交付を受け、これを携帯して会場へ入場すること。

なお、傍聴券は、都民の意見を聴く会の当日、午後一時十五分から会場入口において先着順に交付する。

八 注意事項

公述の申出がない場合、都民の意見を聴く会は開催しない。

九 都民の意見を聴く会に関する問合せ先
東京都環境局総務部環境政策課環境アセスメント担当
電話番号〇三(五三八八)三四四一(直通)

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

